公示送達

西新宿五丁目中央北地区第一種市街地再開発事業に係わる左記の者に対する都市再開発法第六十八条第二項で準用する土地収用法第三十六条第二項に係わる物件調書の立会いに関する通知は、送付を受けるべき者の通知書を送付すべき場所を確知することができないので、都市再開発法第百三十五条の規定により書類の送付にかえて当該通知の内容を次の通り公告します。

記

一、書類の送付を受けるべき者
住所　東京都文京区千駄木一丁目一一番一七号
氏名　関口　正行
住所　東京都中央区月島四丁目八番一〇―七二〇号
氏名　武田　轟
住所　東京都台東区三ノ輪二丁目一五番九号
氏名　坂本　栄吉

二、通知の内容
東京都新宿区西新宿五丁目四五番三外において、都市再開発法第六十八条の規定により準用される土地収用法第三十六条の規定により、関係権利者の物件調書の立会いについて左記のように定めましたので通知します。
対象建物　所在　東京都新宿区西新宿五丁目五九番地六
家屋番号　五五九番六の二
立会日　平成二十四年三月二十六日
立会日当日　十三時
集合時間
集合場所　東京都新宿区西新宿五丁目一三番二一号
西新宿五丁目中央北地区市街地再開発組合　事務局

平成二十四年三月十二日
東京都新宿区西新宿五丁目一三番二一号
西新宿五丁目中央北地区市街地再開発組合
理事長　若村　雅司

特定社債権者集会招集公告

特定社債権者各位

左記のとおり寄席坂特定目的会社第一回特定社債（一般担保付）（適格機関投資家限定）（後記の変更後は、「寄席坂特定目的会社第一回特定社債（無担保）（適格機関投資家限定）」。以下「本特定社債」といいます。）の特定社債権者集会（以下「本集会」といいます。）を開催致しますので公告致します。

本集会において議決権を行使される場合は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）第百十八条にて特定社債に準用する同法第八十六条第二項の規定に基づく提示のため、本特定社債に係る振替法第六十八条第三項各号に掲げる事項を証明した書面（以下「証明書」といいます。）を、平成二十四年三月二十六日までに後記五の送付先にご送付願います。なお、本集会にご出席される場合は、当日、当該証明書（代理人ご出席の場合は更に委任状）及び本人確認書類の提示が必要となります。

当日ご出席願えない場合は、事前に議決権行使書面を提出することにより議決権を行使することができます。

かかる場合は、左記の本集会が開催される日時までに議決権行使書面を後記五の送付先にご送付ください。

記

一　日　時　平成二十四年四月三日（火曜日）午前十時〇〇分
二　場　所　東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号
寄席坂特定目的会社会議室
三　会議の目的たる事項
議　案　本特定社債の社債要項を変更する件
右議案は、本特定社債の社債要項（以下「本要項」といいます。）を変更する（なお、正文は英文となります。）ために提出されるものであり、変更後の本要項の主要な項目の大要は次のとおりです。

①当初の本特定社債の総額　金二十五億五千万円
②各特定社債の金額　本特定社債の金額は金九億五千二百七十六万八千六百八十九円の一種とし、分割又は併合をしない。
③特定社債の形式　本特定社債は、振替法六十六条第二号に定義する振替社債の形式により発行される。振替法は本特定社債に適用され、本特定社債の社債券（以下「本特定社債券」といいます。）は発行されない。但し、振替法に定める一定の限定的な場合はこの限りでなく、その場合、本特定社債券の発行に関して生ずる一切の費用は、発行を請求した本特定社債の特定社債権者（以下「本特定社債権者」といいます。）の負担とする。かかる請求により発行される本特定社債券は、無記名式に限り、期限の到来していない利札とともに発行され、本特定社債権者は本特定社債券を記名式の本特定社債券と交換すること、又は分割若しくは併合することを請求することはできない。本特定社債に関する譲渡及びその他の事項は、振替法並びに振替機関である株式会社証券保管振替機構の業務規程及びその他の規則に従って取り扱われる。
④本特定社債の利率　年三・〇〇パーセント（以下「適用利率」といいます。）とする。適用利率は、本特定社債の存続期間中固定利率とする。
⑤本特定社債の払込金額　額面百円につき金百円とする。
⑥本特定社債の償還金額　額面百円につき金百円とする。
⑦元本の償還方法　本要項の記載に従って最終償還日より前に支払われる場合を除き、発行会社は、最終償還日において、本特定社債の元本残高を償還し、かつ、それについて発生する利息を支払うものとする。前記にかかわらず、発行会社は、当該元本残高の償還及び支払が本特定社債権者、発行会社及び第二回特定社債権者である株式会社新生銀行の間で平成二十四年二月三日付で締結されるSUBORDINATION AGREEMENT（以下「劣後契約」といいます。）により禁止されている場合には、当該償還及び支払を行わないものとする。本特定社債の最終償還日は、二〇一七年二月二十八日（当該日が営業日でない場合には、前営業日）とする。但し、発行会社は、その単独の裁量で、かつ、最低一〇営業日前に本特定社債が全額償還される日を記載した通知を事前に本特定社債権者及び財務代理人に行うことにより、延期後の最終償還日が現在予定されている最終償還日から二年以内の日である限りにおいて、最終償還日を延期することができる。この場合、延期後の最終償還日が新たな最終償還日となる。前記にかかわらず、発行会社は、当該元本残高の償還及び支払が劣後契約により禁止されている場合には、当該償還及び支払を行わないものとする。
⑧利息の支払方法　発行会社は、本特定社債の発行日（同日を含まない。）から(イ)本特定社債が全額償還される日（当該日を含む。）又は(ロ)本要項にて定める本特定社債の期限の利益喪失事由（Event of Default）（以下「失期事由」といいます。）が生じた日（当該日を含む。）のいずれか早い日まで利息を付す（失期事由が生じた場合においては、利息は後記⑨に従い算出される。）。利息の支払日において、発行会社は、当該元本残高の償還及び支払が劣後契約により禁止されている場合には、当該支払を行わないものとする。最終償還日に本特定社債に関して支払われる利息の金額は、金一億五千四百五十三万四千四百九十八円（但し、最終償還日が前記⑦に従い延期される場合は、後記記載の計算方法による。）。経過利息は、計算期間の初日における元本残高について、(イ)適用利率により、(ロ)一年を三百六十五日とする日割計算により、かつ(ハ)計算がなされる期間中実際に経過した日数に基づいて算定される。一部の期限前償還が最終償還期日前に行われる場合、当該期限前償還後は、一部償還直後の元本残高が基準になる。本計算の詳細は、以下に記載される経過利息の計算方法によるものとする。かかる算定の結果一円に満たない端数が生じた場合、当該端数は切り下げる。本特定社債にかかる利息の支払いが遅延した場合、かかる利息は、適用ある政府規則上認められる最大限の範囲で、本特定社債の元本に組み入れられるものとする。

利息金額の計算方法

償還期日における利息金額は、後記の計算式に従った金額とする。

利息金額＝金九百五十万四千八百三十二円＋本要項別紙二表Aに従って計算される経過利息の合計金額－二〇一二年二月三日以降償還期日までに支払われた経過利息金額

但し、償還期日までに一部期限前償還が行われた場合、償還期日における利息金額は、後記の計算式に従った金額とする。

利息金額＝金九百五十万四千八百三十二円＋本要項別紙二表Bに従って計算される経過利息の合計金額－二〇一二年二月三日以降償還期日までに支払われた経過利息金額

⑨期限の利益喪失事由　本要項に記載する失期事由のいずれかが発生した場合、本特定社債権者は、発行会社に対して、本特定社債の全部若しくは一部を、経過利息及び本要項に基づいて発生し若しくは負担する他の全ての金額とともに請求する旨の書面による通知を行うことができ、これにより、請求した全ての金額について期限の利益を喪失し、直ちに支払期日が到来するものとする。前記にかかわらず、かかる支払いが劣後契約により禁じられ又は劣後契約と抵触する場合、発行会社はかかる支払を行わないものとする。失期事由が発生しかつ継続している場合には、適用ある政府規則上認められる最大限の範囲内で、発行会社は、失期事由の発生した日（同日を含む。）から本特定社債に基づく発行会社のすべての義務が完全に履行された日（同日を含む。）までの期間について、本特定社債の元本残高に対して年一四％の割合の遅延損害金（前記⑧に従い計算される。）を支払うものとする。